



# 鳥取県公報

平成 27 年 9 月 4 日 (金)  
号外第 8 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (45) (スポーツ課) . . . . . 2
	鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (46) (〃) . . . . . 3

## 規 則

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第45号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成25年鳥取県条例第47号）の施行期日は、平成27年11月1日とする。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第46号**

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成27年鳥取県条例第13号）の施行期日は、平成27年11月1日とする。